

建設業許可業者の皆様へ「知らなかった」では、すまされない！！ 建設業法

★技術者の配置★

すべての工事現場には、技術者（主任技術者又は監理技術者）を配置しなければなりません。

★技術者の専任★

個人住宅を除くほとんどの工事では、請負金額が**4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）**の工事に配置される技術者は、工事現場ごとに**専任の技術者**でなければなりません。

（ただし、一定の要件を満たしていれば兼務することもできます。）

※専任要件の緩和については、国土交通省作成の「監理技術者制度運用マニュアル」を御確認ください。

国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

★営業所の専任技術者★

営業所の専任技術者は、営業所に常勤しなければなりません。よって、原則として**現場の技術者にはなれません。**

★技術者の雇用関係★

現場に配置する技術者には**直接的かつ恒常的な雇用関係**が必要です。（特に公共工事は入札・見積提出日以前3ヶ月以上の雇用が必要です。ただし、緊急を要する工事では、3ヶ月以上の雇用関係を問わない場合があります。）

★下請発注での注意★

発注者から直接工事を請け負った元請負人は、**特定建設業の許可**を受けていないと、合計で**5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）**の下請契約をすることができません。この金額以上の下請契約を締結した場合には、**監理技術者**を配置しなければなりません。

また、**公共工事については**、平成27年4月から下請契約を締結した工事全てで**施工体制台帳**の作成が義務付けとなりました。

★無許可業者との下請契約は要チェック★

建築一式工事以外の工事については、請負金額が**500万円以上**の下請契約はできません。

建築一式工事については、請負金額が**1,500万円以上**の木造住宅以外の工事、又は延床面積が**150㎡以上**の木造住宅工事の下請契約はできません。

無許可業者との一定額（面積）以上の下請契約締結は建設業法違反（監督処分、入札参加資格制限措置）

★変更契約〔増額〕では要チェック★

○増額変更により**4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）**となる場合

【例】当初の契約額 3,500万円
変更契約額〔増額〕 5,500万円

兼務の技術者 → 専任の技術者 ※下請工事においても同様 → 完成
兼務のままだと建設業法違反（監督処分、入札参加資格制限措置）

○発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、下請契約額を**5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）**に増額変更する場合

【例】当初の下請契約額 4,000万円 → 変更後の下請契約額〔増額〕 5,700万円

公共工事は、契約金額に関わらず下請契約を締結した場合、**施工体制台帳**を作成しなければなりません。

【主任技術者】配置 → 【監理技術者】配置 + 施工体制台帳作成 → 完成
主任技術者のままだでも、施工体制台帳未作成でも建設業法違反（監督処分、入札参加資格制限措置）

請負金額等による建設業法適用区分一覧表

請負金額 (万円)※1	下請金額 (万円)※2	土木工事等(建築一式工事以外の工事)				建築一式工事			
		許可区分	施工体制台帳	技術者種別	技術者専任	許可区分	施工体制台帳	技術者種別	技術者専任
9,000	8,000	特定建設業	必要	監理技術者	専任	特定建設業	必要	監理技術者	専任
4,500	5,000未満					一般建設業	公共工事は必要 (平成27年4月から、公共工事については、下請契約を締結した工事全てに必要となりました。)	主任技術者	一般建設業
1,500	500	不要	民間工事は不要	主任技術者 (無許可業者は不要)	不要 (150㎡未満の木造住宅工事は、請負金額にかかわらず許可不要)				
500未満									

※1 請負金額 同一の工事を分割して請け負う場合は、各契約額の合計金額です。

※2 下請金額 発注者から直接工事を請け負った元請負人が、下請発注した各契約額の合計金額です。

建設業法に違反した場合、監督処分の対象となります。もう一度、建設業法を確認し、しっかりと遵守してください。

福島県 建設業許可のページ 検索

〈問い合わせ先〉 福島県各建設事務所行政課（南会津建設事務所は総務課）又は土木部建設産業室（024-521-7452）

（令和7年2月 福島県土木部建設産業室）